

## 建設工事従事者の安全と健康の確保のための「実効性ある施策」の検討の方向について

平成 31 年 1 月 31 日

矢野委員説明資料

- 1 標記の目的実現のために、国交省はじめ関係各位の努力に深く感謝。
- 2 しかし、具体的に安全・健康経費をどう位置づけるか、経費をいかに確保するか等につき、未だ、議論が本格化していないので、今後早急な検討をお願いしたい。
- 3 当職としては、過去次のような要旨の意見を申し上げ、又は書面にて提出してきたところであるので、これらを国交省提示の論点と関連して正式な検討テーマとして取り上げ、各委員による積極的な討議が行われるようお願いする。
  - (1) 「安全・健康経費」確保の前提として、その「見える化」が重要であるので、直接工事費等と同等の独立項目としてこれを別枠化し、積算体系上位置付けること。(平成 30 年 6 月 7 日付け提出資料のポイント 2 及び 8 月 27 日付け提出資料の見える化第 2 弾)
  - (2) 「安全・健康経費」の範囲は、現在直接工事費に含まれている足場関連(組み立て、解体のみならず設計、点検等も含む)を含んで、幅広く網羅したものとすること(同上第 1 弾)
  - (3) 「経費の支払いの見える化」も極めて重要な課題であるので、「安全・健康経費」を発注の段階から適切に確保し、下請けにまで適切に支払われるようなシステムの検討を急ぐべきこと(同上第 3 弾)
- 4 さらに、上記の検討を進めるうえで、「安全・健康経費」の内容及び積算・支払いの適切さを確実に担保するため、EU の仕組みを参考に、下記のフローチャートのような「安全・健康コーディネーター」(以下「コーディネーター」と略称する。)制度の創設を、意見として提出する。

なお、この制度による主なメリットは次の通り。

- ①安全・健康の確保に必要な具体的方策を、各現場の特性を踏まえつつ、各当事者の立場を超えて客観的に確定できるとともに、コーディネーターは一定の資格を有している必要があるため、計画内容の妥当性を十分に担保できる。(この資格取得のための教育は重要な課題。)
- ②安全・健康調整計画の策定基準を公的機関が定めることにより、誰が計画しても同じ内容となり、公平性が担保される。
- ③安全・健康調整計画に基づき、客観的に安全・健康経費を算定するので、適切かつ十分な経費の確保が可能となるとともに、各当事者間の調整の円滑化に資する。
- ④安全・健康調整計画に基づき、安全点検等をコーディネーターが自ら行い、又は指示することにより、客観的な立場に立った調整が可能となる。

(1)

コーディネーターの選任・資格
----------------

- ① 発注者が、建設工事着手前にあらかじめ、選任する。

- (2) **安全調整計画の決定**
- ② **国家資格（新設を検討）等、一定の知識・経験を有することを必要とする。**（建築士、建築士事務所、施行管理技士、建設コンサルタント、積算士、社会保険労務士等は講習の受講等を前提に、有力な候補）
- ③ 発注者及び元請けから**独立した存在**とする。
- ① 原則として、コーディネーターが自ら**安全・健康調整計画**（以下「調整計画」という。）を策定する。又は、元請けが調整計画の案を作成し、これについて、コーディネーターが予めチェックし、了承を与える。（調整計画の策定基準は、公的機関が定める。）
- ② 調整計画については、①の手続き終了後、発注者の了承を得て、決定する。
- (3) **安全健康経費の積算**
- ① 決定された「調整計画」に基づき、元請け又はコーディネーターが、必要な**安全・健康経費を積算**する。（その際、元請けとしての適正な安全・健康関連の管理費も計上する。下請けにおいても同様。）
- ② 安全健康経費には、コーディネーターの業務にかかる費用を含む。
- ③ コーディネーターは、①の積算の内容をチェックし、適正であれば、元請けに了承を与える。
- (4) **安全実施計画の策定**
- 元請けと下請けは、(3)により確定した経費をベースに、詳細な作業内容を示す**安全実施計画**（以下「実施計画」という。）を作成し、共有するとともに、コーディネーターに送付する。
- (5) **工事契約の締結**
- ① 発注者及び元請けは、確定した「調整計画」、「実施計画」及び積算を基に、工事契約を締結する。
- ② 元請けと下請けは、必要な下請け契約を締結する。
- ③ **①及び②の契約において、安全・健康経費は、総価契約の原則の範囲内で、他の経費と区分して（別枠）明示することを要する。**
- ④ **①及び②の契約において確定した安全経費は、内訳明示するとともに、正当な理由なく減額されてはならない。**
- (6) **安全対策の実施**
- ① 元請け及び下請けは、「調整計画」及び「実施計画」に基づき、具体的な作業、措置等を行う。
- ② コーディネーターは、安全・健康対策の実施を監理するとともに、発注者と施行者間に立って、主導的に調整・指示する。
- ③ 元請け及び下請けは、安全・健康対策の実施に関し、当事者間において重大な問題が生じた場合には、**コーディネーターに相談するとともに調整を依頼**することができる。
- ④ コーディネーターによる調整が不調に終わった場合には、当事者は建設業紛争審査の手続き等によって問題解決を図る。（ADRの活用）

